**既存資格保有者に関する取り決め**

**1. 趣　旨**

2020年4月から**慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置**(XJ001－10)が診療報酬として算定できるようになった。その**施設基準**を得るためには、医師および看護師が所定の研修を修了しなければならない。所定の研修として、**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣**を受講修了することが必要とされている。日本フットケア・足病医学会認定師、皮膚・排泄ケア認定看護師、リンパ浮腫療法士、リンパ浮腫保険診療医、リンパ浮腫保険診療士の資格を取得されている方は、すでに圧迫療法の経験があり｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣受講のみで、臨床指導内容書の提出なしに**慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置**が診療報酬として算定できる所定の研修を修了したこととする。

**2.** **講習会受講から施設認定申請までの流れ（慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置**が診療報酬として算定できる**施設基準**を得るための医師および看護師が所定の研修を修了する方法**）**

｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣を受講し試験に合格すると、**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会受講証明書｣**が発行される。既存資格保有者は**臨床指導内容書の提出なし**に、この受講証明書に｢静脈圧迫処置のための所定の研修を修了した｣との一文が記載され、施設認定の申請が可能となる。なお、希望者が臨床指導内容書(10単位分)を添えて申請するとコンダクターとして認定され、**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定証｣**が発行される。

**3.「弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター｣認定のための提出書類**｢**弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定制度**｣を参照すること

付則　この規定は 2020年10月1日より施行する

　この規定は 2022年9月1日に改定した